

季節別時間帯別電灯 [夜間 12 時間型]
(くつろぎナイト 12)

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

2024 年 8 月 1 日 実施

I 本 則

1 契約種別

この低圧特別約款（料金表）の季節別時間帯別電灯[夜間12時間型]（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、季節別時間帯別電灯[夜間12時間型]といたします。

2 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (3) 別表1（蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「蓄熱式機器」といいます。）のうち、原則として、エコキュート等のヒートポンプ式給湯機を使用すること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

3 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

4 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

5 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，要綱別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

6 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 8 時までの時間をいいます。ただし，別表 2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ ウィークエンド時間

別表 2（休日等）に定める日の午前 8 時から午後 8 時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

昼間時間およびウィークエンド時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,255円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	302円50銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	39円87銭	39円87銭

ロ ウィークエンド時間

1キロワット時につき	33円80銭
------------	--------

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	26円98銭
------------	--------

8 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として、記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、次によります。

- (1) 30分単位で計量しない場合は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、それぞれの季節区分ごとに合算いたします。

- (2) 30分単位で計量する場合は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、それぞれの季節区分ごとに合計いたします。

9 その他

- (1) その他の事項については、要綱によるものといたします。
- (2) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

- (1) 「電灯または小型機器を使用する需要」には、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (2) この料金表から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

2 契約容量

お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ (\text{キロボルト} \\ \text{アンペア}) \end{array} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 (\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(1)口における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ (\text{キロボルト} \\ \text{アンペア}) \end{array} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 (\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

3 蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 蓄熱式機器とは、別表1（蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気給湯機および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えされた場合は、蓄熱式機器の設置を証明する書類等を提示していただきます。

- (3) 当社は、別表 1（蓄熱式機器）に定める蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、その機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2024年8月1日から実施いたします。

2 契約主開閉器および契約容量についての特別措置

(1) 低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）の時間帯別電灯本則4（契約容量）(2)，季節別時間帯別電灯Ⅰ本則4（契約容量）(2)，季節別時間帯別電灯Ⅱ本則4（契約容量）(2)もしくは附則3（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）の適用を既に受けているお客さまがこの料金表の適用を希望される場合またはこの特別措置の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当該一般送配電事業者等が供給設備〔引込線，計量器等〕をすべて撤去した場合を除きます。）においてお客さまがこの料金表の適用を希望される場合で，かつ，この特別措置の適用を希望される場合の契約主開閉器および契約容量は，当分の間，次によります。

イ 契約主開閉器

本則4（契約主開閉器）にかかわらず，契約主開閉器の設置は，原則として不要といたします。

ロ 契約容量

夜間蓄熱式機器のうち附則4（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合の契約容量は，本則5（契約容量）にかかわらず，原則として，次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は，(イ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち附則4（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(2)によってえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち附則 4（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(2) 附則 4（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、附則 4（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、(1)ロ(イ)の値は、実施細目 2（契約容量）に準じて算定いたします。

3 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

(1) 電灯または小型機器を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまがこの料金表に契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、本則 8（使用電力量の計量）にかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議のうえ、当該一般送配電事業者等は、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(2) (1)に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時までの時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (3) (1)および(2)の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。
- (4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
- (5) (1)および(2)の場合の電気の供給をしゃ断する装置は、託送供給等約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

4 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当する蓄熱式機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
- なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (2) (1)に準ずる通電機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

5 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 蓄熱式機器

蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当し、当社が認めた機器をいいます。

- (1) 通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
- (2) 通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

2 休日等

この料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日